

司法資料の保存と利用 一判決原本・民事に続いて刑事へ一

竹澤 哲夫

国立公文書館法の制定施行から7年、厚さ2,200mに及ぶ明治初期から昭和18年度分までの民事判決原本の簿冊が国立大学を經由して国立公文書館への移管が進み、その利用の成果も聞かれる一方、刑事判決原本の場合、現状の的確な認識さえ不透明な状態が続いている。

日弁連は、司法制度調査会の中に司法資料保存に関する部会を設けて活動を続けてすでに20年を越す。同部会の活動が当面する課題を中心に刑事判決原本の保存、利用など諸課題のいくつかについて考えてみたい。

1. 刑事判決原本について

まず、刑事判決原本に関する問題点を取りあげてみたい。

民事判決原本の問題で明らかにされた事実によって、刑事判決原本の保存等について考えると、明治初期からの判決原本は年度毎に綴られた簿冊として、判決した裁判所に対応する検察庁ごとに保存されている。明治18年大審院並裁判所書類保存規程は、事件記録は有期保存、判決原本については民刑とも永久保存と定めていた。民刑ともに裁判が完結すると判決原本は有期保存の事件記録から分離して判決原本綴に編綴されて永久保存とされてきた。この明治18年保存規程は大正7年に全面改正、その後も何度かの改正を経るが、判決原本の永久保存はその後変更されることなく戦後を迎える。

民刑共通の判決原本法制は、日本国憲法の制定、裁判所構成法の廃止等に伴う立法による手当てが必要であったが、刑事については昭和24年1月1日施行の現行刑事訴訟法53条4項において「訴訟記録の保管（中略）については別に法律でこれを定める」と規定することによって、新憲法による新たな裁判記録等の保存法制の改革は先送りされることとなった。

昭和28年、最高裁判所は民事について事件記録等保存規程を制定、ここに事件記録保存法制は民刑二分されることになる。

そんな経緯と民刑事件記録法制だから、司法資料の保存等の法制について関係当局

竹澤 哲夫（たけざわ てつお）：弁護士。東京弁護士会所属。日弁連司法制度調査会特別委嘱委員（前司法資料保存特別部会部会長、現部会員）。

と折衝するといっても、民事に関しては最高裁事務総局と、刑事に関しては法務省刑事局と、それぞれ交渉相手を異にすることとなっているのである。

私たちが刑事判決原本について、その保存法制とその運用に求めるのは、民事判決原本の場合に準じて刑事判決原本はすべて国立公文書館に収納・保存並に利用に供することの法制の確立と運用である。

2. 刑事参考記録について

大正7年6月3日司法省法務局庶7号司法大臣訓令としての民刑訴訟記録保存規程40条は、「重要ナル事件ノ記録ニシテ史料又ハ後日ノ参考トナルヘキモノハ保存期間満了ノ後ト雖引続キ之ヲ保存スヘシ。前項ノ記録ハ特別ニ之ヲ保管シ相当ナリト認ムルトキハ之ヲ本省ノ保管ニ移スヘシ」と規定する。

戦後、昭和28年12月の最高裁規程9号事件記録等保存規程10条は「記録又は書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了後も保存しなければならない」と民事判決書等とは別に事件記録の特別保存を、義務として規定する。

これら特別保存義務規定を求める具体的要求が背景にあったものと思われる。

これらの特別保存義務規定が民刑の現行法制に引き継がれていることは、民事の場合は新通達、刑事の場合は刑事確定訴訟記録法（以下「刑事記録法」という。）9条等に示されるとおりである。

かくして特別保存されてきて、刑事記録法制定時存在する事件記録は約280件と報告されている。その後、この参考記録保存は300件を超している。

その参考記録の280件について、事件名さえ公表されない。昭和45年11月法務省刑事局長通達・検務関係文書等保存事務暫定要領では言渡し刑が死刑の完結事務記録の保存期間は永久とされていたが、その後これが有期とされたことによる記録取扱いの経過等はどうなっているのか。死刑事件記録から刑事参考記録への経過規定はどうなっているのだろうか。

なお、この約280件の刑事参考記録について、件名の開示すらしないという姿勢を明治末年からすでに100年近くを経過しようとしている時点でも固執するのであろうか。被告人あるいは関係人の名誉、プライバシー等にかかわる（昭和62年5月26日衆議院法務委員会における岡村法務省刑事局長の答弁）との論理は、国民の良識に対抗できると考えられるか。

3. 専門職員・中間庫

公文書館法（4条）は、「歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員」を「置く」ことを規定し、同法を基本法とする国立公文書館法によって、本稿主題の一つである民事判決原本が国立公文書館へと収納保存が進み、一般の利用

に供する態勢が整えられつつある。

事件記録、判決原本等を含む民刑司法資料が公文書館法の「公文書等」に該ること疑いないとすれば、これら民刑司法資料を「歴史資料として重要な公文書等」として、その「保存及び利用に関し、適切な措置」を講じられなければならない。

公文書館法の制定から約10年、同法に基づいた専門職員の養成は司法分野ではどうなっているのか。この10年を振り返り、検証してみなければならない。

現用段階に対応して決められた裁判記録等の保管期間満了後、これらの司法資料を「歴史資料」（公文書館法1条）として保存するかどうかの判断となると、司法を超えた広い分野の知見と豊かな教養が求められよう。そして歴史資料として司法資料を遺すかどうかの判断は、保管期間満了後、当該裁判所、検察庁が保存か廃棄かを決めない段階で、すべての公文書等をいったん「中間庫」に集中した上、これを遺すか廃棄かを定める。それが公文書館法が求める専門職員でありアーキビストである。保存、廃棄の権限は専門職員に専属する。実質的権限の裏付けがあればこそ専門職員の社会的地位の向上にもつながるものと言わなければならない。高い地位にふさわしい呼称も考えられなければならない。

本誌創刊号において、国立公文書館法の成立を主導された故亀谷博昭議員は、国立公文書館法の成立経緯を述べる中で、現行の公文書館法は基本法であり、その下に位置付けられる国立公文書館法を作って、行政、立法、司法に関する公文書を一括して保存する、との関係者一致の認識のもと、同法は成立にいたった、とその経緯を述べられ、そして「議員立法として提案してから2年10か月。民事判決原本の保存をはかることを意図した法案が形を変え「国立公文書館法」として成立した。結果的に民事判決原本のみならず、行政・立法・司法三権の公文書を一括管理する仕組みが出来あがった。他国では当然のこととされているシステムが、わが国に取り入れられた意義は大きい。」とも述べられている。「出来あがった」「三権の公文書を一括管理する仕組み」、司法アーカイブズはこれをどう活かすか。司法を担う法曹三者の任務と責任は重い。